

「生涯現役社会に向けたヒトづくりの会」会員規約

(目的)

第1条 この規約は、一般財団法人前川ヒトづくり財団 21（以下「この法人」という。）の定款第 38 条第 2 項の規定に基づき、勤労者の年代に応じた能力を開発し、生涯にわたり活躍できる能力開発を推進すると共に高齢者が長年の経験と工夫を通じて蓄積した潜在能力が活かされる環境作りを図ることを目的とする「生涯現役社会に向けたヒトづくりの会」会員の入会及び退会並びに会費の納入等について必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 この法人の目的に賛同し、事業を後援する個人又は団体は、理事長の承認を得て会員となることができる。

2 会員は、次のとおりとする。

- ① 個人会員
- ② 法人会員

(入会)

第3条 会員として入会しようとする者は、会員加入申込書(第1号様式)により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、前項の申込があったとき、入会を拒否する正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付して書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の除名)

第4条 会員は次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により除名することができる。

- ① 違法行為又は著しく道義にもとる行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
- ② 個人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6号の暴力団員等に該当することが判明した場合又は団体が同法同号に該当するに至ったとき
- ③ 正当な理由がなく会費を継続して1年以上滞納したとき

2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない

(退会)

第5条 会員は、退会しようとするときは、この法人に届け出なければならない。

2 前項の場合、既納会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会費)

第6条 会員は次の年会費(4月1日～3月31日)を1口以上毎年納入しなければならない。

個人会員	一口	6,000円	
法人会員1	一口	30,000円	従業員 500名まで
法人会員2	一口	60,000円	従業員 501名から1,000名まで
法人会員3	一口	100,000円	従業員 1,000名以上
賛助会員		任意会費	

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を受けることができる。

- ① 機関紙「プラチナニュース」をはじめとする刊行物の優先配布を受けることができる。
- ② この法人が主催する研究会に参加することができる。
- ③ この法人が主催する研修やシンポジウムなどに参加することができる。

(会費の用途)

第8条 第6条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の定款第4条の事業に使用する。

(改廃)

第9条 この規約の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事長が別に細則を定める。

附 則

この規約は、平成28年12月1日から施行する。